

# 近代中国女子教育における手芸科目と日本の影響

韓 韓

はじめに

一、清末民初の女子学校教育と手芸科目

近代中国の教育制度は、明治日本の教育近代化の先行経験を参照したうえで成立したものである。<sup>1)</sup> 先行研究では、草創期の中国の女子教育が日本から影響を受けたという指摘があるものの、具体的な影響についての論述は管見の限りない。本論考では、清末と民国初期の女学校教育カリキュラムにおける手芸科目が、明治高等女学校の随意科目「編物・組糸囊物・刺繡・造花」の模倣であることを検証したうえで、日本の女子教育における手芸科目との比較によって、中国に導入された女子手芸科目の発展不全の要因を考察する。

中国の近代女子教育は、アヘン戦争敗戦後に結んだ不平等条約が欧米諸国に学校創設の特権を与えたことによって実現された。一八四四年に中国初の女学校寧波女塾<sup>2)</sup>が成立して以来、キリスト教会や中国人資本家、教育家たちによって数多くの女学校が設立された。しかし、清朝政府が正式に女子教育を認めて制度化したのは、一九〇四年の「奏定学堂章程」の制定が象徴するように、明治日本の学制システムをモデルとする近代学校制度の導入以降のことである。

一八九五年の日清戦争で敗北した清朝政府は、近代学校教育の発展こそが日本の急速な成長の基礎と見なしていたが、日露戦争にお

ける日本の勝利をきっかけに日本をモデルとする教育近代化を本格的に推進するようになった。具体的には、教育視察者を日本に派遣して学校教育全般を調査させ、日本に送り出した数多くの留学生による教科書の翻訳、日本人教習の招聘といった積極的な活動を展開した。これらの活動によって、「奏定学堂章程」の発布以降、中国の学校教育は十年にわたり、近代学校教育システムの確立や教育事業の展開において、明治維新以降の日本の教育をモデルとし、制度のみならず、目的・内容・方法にいたるまですべての面で模倣した<sup>3</sup>。阿部洋の研究によれば、特に近代学校制度の導入と見なされる「奏定学堂章程」は、全面的に当時の日本の制度（一九〇〇年の学制）を模倣して作られたという。しかしその際、女学堂の設立については「弊害ばかりで、断じて宜しくない<sup>5</sup>」として、女子教育に関する部分だけは採用しなかった。この状況がようやく変化を見せたのは、一九〇七年に清朝政府の学部による「女子小学堂章程」と「女子師範学堂章程」の発布である。これは、一九〇五年末から翌年の八月まで海外を視察して帰国した官僚の端方<sup>7</sup>が西太后に女子教育の必要性を説いて女学堂開設の勅許を得たことによる<sup>8</sup>。

前述したように「奏定学堂章程」は「日本型」学校制度である。しかし、その後発布された「女子小学堂章程」「女子師範学堂章程」が日本の女子教育からどのような影響を受けたのかについては、先行研究では注目されてこなかった。この問題を究明するために、

近代中国において初めて女子教育を制度化した清末のこれら二つの法令とその制度を充実させた民国初期の一連の法令、さらに同時期日本の女学校の女子科目を取り上げて比較することにした。本論考では、女子手芸科目に焦点を当てて比較研究を行うため、次頁に女子科目だけを表にまとめた<sup>9</sup>。

この表からまず、裁縫・家事と手芸が近代女学校の女子科目として両国の女性に課されたことがわかる。裁縫と家事はいうまでもなく徳徳涵養という儒教的な伝統に通底していたが、それが近代化を目指す当時の中国と日本において、女性役割と結びついた科目として女学校教育に組み込まれ、継承されたのである。

さらに、「女子師範学堂章程」の手芸科目について見ると、明治三十四年（一九〇一）文部省公布の「高等女学校令施行規則」とほぼ一致していることがわかる。「女子師範学堂章程」の手芸科目の目的と手芸の教授内容は次のとおりである。

其要旨在使學習適切於女子之手芸並使其手指習於巧緻性情習於勤勉得補助家庭生計（下線引用者）

其教課程度、可就編織組糸囊盒刺繡造花等項酌擇其一項或數項授之<sup>10</sup>

これに対して、「高等女学校令施行規則」の十五条は、手芸につ

(11)  
表 1

日本		中国	
学制以前 1879年以前	・(官)東京女学校 下等本科：雑工・手芸 上等本科：手芸	清(1907年) 「女子小学堂章程」 「女子師範学堂章程」	・女子小学堂：女紅 初等小学堂：裁縫 高等小学堂：裁縫・手芸 ※手芸内容：編織・組糸・囊盒・刺繡・造花等 ・女子師範学堂：家事・裁縫・手芸 ※手芸内容：編織・組糸・囊盒・刺繡・造花等
学期 1879-1886年	・女児小学校 ・跡見女学校：裁縫 ・女子手芸学校：手芸		
教育令 1879-1886年	・小学校：裁縫		
教育改正令 1880年	・小学校：裁縫 ※最終学年：家事経済 ・高等女学校： 下等：裁縫 上等：裁縫・家政・育児	民国(1912年) 「小学校令」 「中学校令」 「師範教育令」	・小学校：手芸・裁縫 ・女子中学校：手芸・家事園芸・裁縫 ※手芸内容：編物・刺繡・摘棉・造花等 ・女子師範学校：手芸・家事園芸・裁縫 ※手芸内容：編物・刺繡・摘棉・造花等
学校令 1886-1894年	・高等小学校：裁縫 ・高等女学校：育児法 家事整理法		
学校令以後	・小学校：裁縫 ・「高等女学校規程」(1895年) 家事・裁縫・手芸(随意) ・「高等女学校令施行規則」(1901年) 家事・裁縫・手芸(随時) ※手芸内容：編物・組糸・囊物・刺繡・造花等		

いて次のように規定している。

手藝ハ女子ニ適切ナル手藝ヲ習ハシメ指手ノ動作ヲ巧緻ナラシ  
メ兼テ勤勉ヲ好ム習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス  
手藝ハ編物・組糸・囊物・刺繡・造花等土地ノ状況ニ適切ナルモ  
ノヲ授クヘシ<sup>12)</sup>

このように、両規定は、手芸科の設置目的から授業内容に至るまで、引用の下線部を除けばほぼ一致している。

清末の「女子師範学堂章程」は、「高等女学校令施行規則」の六年後、一九〇七年に公布された。日本の随意手芸科目の内容である「編物・組糸・囊物・刺繡・造花」のうち、「刺繡」を除いて、章程では、「編物」を「編織」に、「組糸・囊物」を「組糸」「囊盒」という二語の中国語に訳し分けて必修科目としている<sup>13)</sup>。これらの手芸科目の内容が日本で初めて規定されたのは、明治三十四年の「高等女学校令施行規則」においてであるが、実際にはそれ以前から、学校教育で手芸が教えられていた。たとえば、明治十九(一八八六)年に設立された共立女子職業学校の教授科目には、編物・刺繡・造花・組糸の項目がある<sup>14)</sup>。また、明治二十六(一八九三)年に出版された女学全書の第十編『婦女手芸法』<sup>15)</sup>には、すでに編物・造花の項目が収録されている。一方、一九〇七年以前に設立された中国の民間女

学校、たとえば、中国女学堂（務本女学）、爱国女学、经正女学などの学校では、裁縫の科目設置はあるが、編物・組糸囊物・造花の科目がなかった。<sup>17)</sup>

次に、清末「女子小学堂章程」「女子師範学堂章程」の制定方針について検討したい。学部はこの両章程の上奏文「奏定女学章程」（一九〇七年三月八日）において、「今朝廷得銳意興学並采日本欧米規則（中略）凡東西各国成法有合乎中国礼俗禱於教育實際者則仿之其於礼俗实不相宜者則罷之不能遂行者則姑緩之」<sup>18)</sup>と記している。

ここから、積極的に日本と欧米の先進的な教育システムを導入しようとする当時の清朝政府の姿勢を窺い知ることができる。中国は礼儀風俗に合致し、教育にとって有益なものがあれば模倣すべきだという具体的な方針をとったが、この方針に合致したのが同じ儒教的婦徳観を持つ明治日本の女子教育内容であった。また、「女子師範学堂章程」によると、女子師範教育の主旨は「以養成女子小学堂教習並講習保育幼児方法、期於補助家計有益家庭教育為宗旨」<sup>19)</sup>（下線は引用者）とされており、師範教育を受ける女子には、小学校の教員となる目的以外に「良妻」と「賢母」となることも期待された。さらに「女子師範学堂章程」は、「良妻」に求める「補助家計」を、前述した「得補助家庭生計」の手芸科目によって実現させようとしている。これは、清朝廷が派遣した視察官が、明治日本の手芸産業の発達を实地に見聞して、その有用性に気づき、手芸を中国の女子

教育に意図的に組み込んだ結果と考えられる。しかし、清朝廷が近代女子教育を開始した際に、小学校と師範学校しか設立しなかったため、日本の女子職業学校で実業として大きく発展した手芸を、高等女学校の随意科目であった手芸規定の「制度」と組み合わせず無理やり女子師範学校の規定としたのであろう。

日本からの影響を示す一つの確実な根拠は、中国最初の教育専門誌である『教育世界』の一九〇二年一月の第十八号に、明治三十四年発布の「高等女学校令施行規則」が掲載されていることである。<sup>21)</sup>『教育世界』は、一九〇一年五月、羅振玉（一八六六～一九四〇年）が上海で創刊した中国最初の教育専門誌で、一九〇八年まで七年にわたり毎月二回、第一六六号まで刊行された。その刊行目的は、清末時における近代教育の普及・発展に必要な情報を系統的に提供することにあった。同誌創刊号に掲げられた編集方針によれば、各号とも、論説、教育規則と翻訳の三部から構成され、教育法規は主として明治期日本の教育法規・条例類を収録する。その方針に沿って、創刊号（一九〇一年五月）から第十八号まで、日本の現行教育法規・条例など合計八十四種が連載されている。当時の清政府は、たびたび教育視察団を日本に派遣して教育情報収集に力を入れた。その情報をより組織的・系統的に中国の教育界に提供したのが『教育世界』だったのである。<sup>22)</sup>日本の「高等女学校令施行規則」が『教育世界』に掲載されたということは、清朝学部が「女子師範学堂」

を制定した際に、この規則を知っていたことを意味している。<sup>23</sup> 日本から導入されたこの手芸科目は、民国初期の教育制度においても女子科目として採用され続けた。<sup>25</sup>

## 二、近代日中女子教育における手芸科目の比較

第一節においては、清末の中国が近代女子教育制度の制定に当たり、明治日本の女子手芸科目「編物・組糸・囊物・刺繍・造花」を普通学校教育の女子科目として導入し、民国初期まで教え続けたことを論証した。本節では、これらの女子科目と当時の中国の社会状況について検討する。

### (1) 中国に導入された手芸科目の問題点

日本から導入された手芸科目の実態については、主に『婦女雜誌』の関連記事を取り上げて考察する。『婦女雜誌』は、上海商務印書館によって一九一五年一月から一九三二年十二月まで刊行された女性向け雑誌である。辛亥革命以降の中国新聞界では多くの女性雑誌が創刊されたが、『婦女雜誌』は、その中で刊行年数や発行部数、流通範囲において最も影響力を持った雑誌である。よって、手芸科目の実態を考察するには『婦女雜誌』が一番ふさわしいと考えられる。

『婦女雜誌』には、日本伝来の手芸科目に関してもつぱら批判的な意見が寄せられた。たとえば、第一巻第九号「女学商榷」欄に掲載された「女学校宜廢去結線手工注重裁縫刺繡之商榷」<sup>27</sup>は、女学校の科目「編物」と「造花」は利より害が大きいため削除すべきだと提案している。<sup>28</sup> 反対理由は以下の四点である。

- 一、使用される糸はすべて舶来品であるため利益が外部へ流出する
- 二、実習時間が長く、時間の無駄となる
- 三、製作品は陳列するだけで家政上では無用である
- 四、それゆえ、女子高等小学校の卒業生が手芸科目を数年習得しても、衣服の縫い繕いができない例がある。<sup>29</sup>

この記述から、日本から導入された編物と造花は、原材料を日本から輸入しなければならなかったことがわかる。輸入は国にとって不経済である。しかも実習時間を使って作製したものが家政にとって無用である。女性によっては実用性のない手芸科目より家政科目をしっかり習得するべきだと主張する。論者は自分が勤めている正本女学校ではすでに「編物」科をやめたという。

手芸科目に使用される原材料の輸入については、第一巻第十号の「女学商榷」欄に掲載された「説女学之改良」<sup>30</sup>でも指摘された。女

子師範学校の校長である論者は、中国教育界において重視される実用性に沿った、女学校の実用教科改良を提唱している。手芸科については、次のように述べている。

師範本科の三、四年に造花摘棉刺繡などがある。(中略)その創始はすべて日本の真似である。外国の科目が我が国に適切であるかどうかについて検討する余地がある。その中で刺繡だけが本来我が国の長ずる手芸である。昔から女子の嗜みとされるが、あくまでも奢侈品と装飾品として裕福な家においてしか使われない。それゆえ、熟練したとしても将来の日常生活ではそれを役立てる暇がないため、削除してもよいだろう。<sup>31)</sup>

ここから、当時の中国社会においては、中国の伝統工芸「刺繡」も含めた「造花・摘棉・刺繡」全体が、「奢侈品、装飾品」という位置づけであったことがわかる。そのため、日本伝来の手芸科目は中流以下の一般女性の日常生活にとって実用性がないと否定され、家政科目から削除するべきだと主張されているのである。

そして、造花と摘棉の問題点を具体的に次のように指摘する。

造花と摘棉の材料は銅線、絹糸と薄絹の以外、すべて日本から購入する。日本の材料で我が国の手芸品を作るのは、実用主義

の考えに完全に背いている。<sup>32)</sup>

前の指摘と同じように、「編物」と「造花」は外国から原材料を購入する点で不経済であり、実用主義から乖離していると主張している。

また、『婦女雑誌』第四巻第一号に寄せられた社説「敬告実施女子職業教育者」<sup>33)</sup>にも、「編物造花絨結線結等僅装飾之美觀是不合於实用者也」<sup>34)</sup>と、編物・造花・結びなどが装飾の機能しか持たないの  
で実用性がないと、同じ理由で手芸科目を批判している。

このように、日本伝来の手芸科目は「利益」と「実用」に反するため、『婦女雑誌』では教育者からの批判の声が殺到した。手芸科目に対する批判は、一九一二年から『婦女雑誌』に頻繁に現われるようになった。

しかし、一方で、『教育雑誌』<sup>35)</sup>には、一九一八年になっても明治の実業教育の代表的人物手島精一と女子職業学校の紹介や、日本の手芸科目を積極的に紹介する記事がしばしば見られる。たとえば、『参観日本東京学校筆記』<sup>37)</sup>「調査日本職業教育報告」<sup>38)</sup>「北京女子師範学校 派赴日本考察校務報告」<sup>39)</sup>という三つの記事には、ともに共立女子職業学校の見学報告があり、なかでも特に手芸科目の先行経験を紹介している。三つ目に挙げた報告には、造花原材料の購入という記載もある。



このように、『婦女雑誌』と『教育雑誌』に見られる女子手芸に対する扱いの違いから、手芸が教育者に批判されつつも清末民初の女子教育科目として一九一八年という時点でも教えられていたことがわかる。両誌が示す手芸科目への相反する見解については、以下の理由が考えられる。初期の『教育雑誌』は、中国の教育近代化を目指して、主に西欧諸国と日本の教育理論および教育制度を翻訳・紹介するだけに留まっていたのに対し、『婦女雑誌』は、良妻賢母主義の提唱を主旨として、女性問題や女子教育に関する言論の場を提供する雑誌であった。とはいえ、手芸科目に対する立場の矛盾は、民国初期の女子教育の未熟さを暴露しているといつてよい。

中国に導入された女子手芸科目が順調に発展しなかった要因を分析するには、まず、日本の女子教育における右の手芸科目の位置づけを確認しておかなければならない。

## (2) 明治女子教育における手芸科目の位置づけ

前節で考察したように、女子手芸の「編物・組糸・刺繍・造花」は、明治三十四年文部省の「高等女学校令施行規則」によって高等女学校の授業科目となった。しかし、これらの手芸科目は、家事と裁縫のように女子の必修科目ではなく、随意科目として導入された。江戸時代から女性の必須の技術であり嗜みであった裁縫は、読み書きなどの学問が重視された明治日本の学校教育制度において

も女子教育に受け継がれている。それに対して「編物・組糸・刺繍・造花」などの手芸科目は、もともと、私立女子職業学校や実科高等女学校のような手芸を主とする職業教育機関において教授されていた。

ここでは、主に共立女子職業学校と女子工芸学校の例を挙げて、私立女子職業学校の手芸科目について具体的に考察する。

まず、明治十九年三月に設立された日本最初の女子職業学校である共立女子職業学校について検討する。その設立趣意書において、設立者は「近頃、女子学校の設置に乏しからざれども、其の授くる学科は、或は閑雅優美に流れ、或は高尚深遠に趨り、概文字章句の末に拘り、実用に疎くして日用に適せず」と当時の女学校科目編成の問題を指摘したうえで「吾ら窃に之を憂い、同志の者相謀りて、女子の職業学校を設け、専女子に適する諸の職業を授け、併せて修身和漢文、英語、習字、算術の如き日用必需の学科を教授せんとするなり」と述べている。この学校で教授した日用また実用に適した科目とは、裁縫・編物・刺繍・造花・押絵・組糸・図画である。そして、東京府に提出した設置願には、「女子に適応する諸職業を授け広く世の婦女子に実業を得しめんとするに在り」とあり、その設置目的は、職業に必要な能力の習得であったことがわかる。

次に、下田歌子の教育理念と彼女が創立した女子工芸学校について見る。下田歌子は、中流以下の婦人の教育こそ、国家の隆昌のた

めに不可欠であると考え、女性の地位向上を図る目的で明治三十一年に帝国婦人協会を結成した。彼女のこの意識は、「帝国婦人協会創設趣旨」から窺うことができる。

今や既に各種の職工、電話電信の技手、或商店の売り掛取、及び看護人等に至る迄、非常に女子を使役するの必要を感じ、而して為に奮ひて其供給に應ずるの準備なく、且つ其精神を鍛練してよく不拔の主義と目的とを確定すること克はず、其正業に務めしむべきの女子をして、長へに不正の業に甘んぜしむるは、まことにわが国の体面を莊嚴にし、我が国利民福を増進するの上に於て一大欠点なりといはざるを得ず。是れ乃ち、一つは女子が耳目として、機関として其資格を持ち、其品格を高め、尚進みて是の同胞姉妹の間に謀らんとするは、那の点よりして着手すべきかと云へる事に向ひて、目下女子が尽すべき急務を考究するの道なきによれるなるべし。<sup>45</sup>

下田は、多くの中流以下の女性が労働力となっているイギリスの現状を踏まえて、女性の職業教育が日本社会においても実施され、日本の「国利民福」に寄与するべきであると主張した。そして、自身が主宰した帝国婦人協会の中心事業として、明治三十二年に女子工芸学校を設立したのである。<sup>44</sup> この学校の学則には、「本校は女子に

適當なる工芸を授け併せて修身齊家に必要な実業を修めしめ能く自營の道を立つるに足るべき教育を施す所とす」(下線引用者)<sup>45</sup>と記されている。つまり、工芸技術の習得によって、女性は身を修め家を齊え「自營の道を立てる」ことも可能となるのである。さらに、前述の学則は、女子工芸学校が職業技能教育という近代的な産業教育を施す目的を持つことをも謳っている。「工芸」<sup>46</sup>科目としては、裁縫・刺繍・造花・挿絵・図画・押絵が挙げられており、同校の運営経費には生徒たちが作った工芸品の売り上げ利益も見込まれていたという。<sup>47</sup> このように、手芸に関する下田の教育活動は、彼女が帝国婦人協会で唱える実利実益主義という教育思想を反映したものである。<sup>48</sup>

最後に、明治期実科高等女学校における手芸科目の実態を考察する。実科高等女学校は、明治四十三年十月の高等女学校令改正によってその設置が認められた。実科科目の一つとして設置される「実業」に関しては、「刺繍・造花・編物等女子ニ適切ナル手芸ハ便宜之ヲ裁縫若ハ実業ノ中ニ加説シ教授スルコトヲ得」とし、その目的を「実業ハ実業ニ関シ生活上必要ナル知識技能ヲ得シメ兼テ勤勞ヲ尚フノ念ヲ養フ」(下線引用者)<sup>49</sup>としている。当時の状況を把握するために、女子職業施設と学科名称を次頁の表にまとめた。

表のデータからわかるように、女子手芸科目はまず、私立の女子職業学校と実科高等女学校において注目され、大きな発展を遂げた



表2 学校名称<sup>(50)</sup>

学校名	技芸	職業	実業	徒弟	工芸	興業	その他
校数	21	13	11	4	3	2	1

表3 学科名称

学科名	裁縫	手芸	刺繡	編物	造花	囊物	その他
校数	34	23	10	7	6	1	46

といえる。その背景には、当時の教育家の女子職業教育に対する認識の深化がある。

女子職業論を提唱した明治の教育家は少ないが、ここでは、いくつかの女子職業学校の創設に携わった手島精一（一八五〇～一九一八）の例を見よう。手島は、論説「女子と工業との関係」<sup>(51)</sup>で、「理想上より観察すると、女子の工業に従事することは、吾輩は敢て之を奨励することが出来ない」と自身の立場を表明し、その理由について以下の二点を挙げた。まず、「女子は家庭を離れて労働に従事するといふ様な体格に出来て居ない」という女性の肉体上の問題と、「女子は妊娠して児を産み、之を保育しなければならぬ任務を有する」、つまり女性の「母」役割の問題である。しかしその一方で、彼は、女性が良妻賢母の任務を果たし

つつ工業に接近する方策として、「日本の女子は手芸には最も適当して居る」と認め、手芸を勧めた。そして、女性の特性を生かした職業とは「第一に裁縫、次に造花、刺繡、編物、意匠圖案といふ所で、これに依つて一家を立てるといふことは困難であるが、辛うじて一身を立てることは出来る」<sup>(52)</sup>と考えていた。また、「女子の従事すべき工業の種類といふものは、成るべく家庭を離れずして出来る工業、即ち内職的な工業が一番適当であらう」<sup>(53)</sup>とも主張している。つまり、良妻賢母の役割を妨げない職業として、手島は内職としての手芸を考えたのである。

以上の考察によつて、明治の手芸科目は、普通の女学校ではなく女子職業学校において本格的に発展したことがわかる。つまり、中国がノウハウを学んだ頃の日本の女子教育においては、手芸「編物・組糸囊物・刺繡・造花」の位置づけは家政科目ではなく、実業技能であった。手芸が女子の嗜みから実業技能に変わった背景として、当時の日本の産業発展に伴って、女子にも実業教育が重視され始めたという状況があったと考えられる。

### (3) 日本における造花の発展実態

紙幅の都合上、本節では中国で特に批判された造花の例を挙げ、明治日本における手芸の発展実態を考察する。

造花は古くから仏前の手向けのものや簪として作られていたが、

欧化主義期に女性の洋装や帽子、室内を装飾するのに多く用いられるようになり、女学生や中・上流階級の婦人を中心に、和装の女性にも広く流行した束髪を飾った。明治日本では、数多くの手芸専門書が出版された。ここでは、明治二十六年に出版された『婦女手芸法』<sup>54</sup>に記述された造花の項目を見よう。

造花の細工も亦女子手芸の一に関し高尚にして而も利益ある職業として学ぶ可きの価値あるものなり而して此造花の目的とする所は全く装飾の一点にありて女子の頭飾に用ふる花簪乃至床の花籠等に用ひて頗る美麗なるものなり<sup>55</sup>

右のように、開化の趣味に合った造花は〈装飾〉を目的とし、〈高尚〉で〈利益〉をもたらす職業と捉えられている。また、前節で考察したように、手芸科目は日本の普通女学校ではなく女子職業学校の主要科目であった。造花技術の教授は、明治二十年九月、共立女子職業学校において初めて一つの学科となった。その設立の背景は次のように記載されている。

当時婦人の帽飾及び室内装飾等造花の需要量、多きを加へ舶来品を仰ぐこと夥しきを以て一は輸入を防がんが為め又一は此の技の女子に適應せる業務なるを認めたるが為め特に大阪より教

師を聘して其の教授を開始したり造花を学校の教科に加へたるは実に本校を以て嚆矢とす爾後技芸教育漸く勃興して女学校に造花科の設置せらるるやその教員専ら本校の供給を待てり是本校が率先斯業の教授に力めたる結果たるに外ならず<sup>56</sup>

明治二十年頃からの造花の需要量の増加、欧化主義やその後続く戦争後の好景気によって、女性たちの目が細工物の美しさに向けられ、人々の関心も〈装飾〉に集まったことがわかる。つまり、造花はすでに一つの産業として成り立っていたといえる。共立女子職業学校は、これまで輸入に頼っていた造花の国産化を目指すとともに、造花作りを女子にふさわしい技と認識している。さらに、造花という技芸を身につけた人材をいち早く育成しようとしている。

明治二十年に共立女子職業学校が造花科を設置した後、明治三十年代に入ると、『婦人職業案内』（明治三十年）<sup>57</sup>、『女子の新職業』（明治三十八年）<sup>58</sup>、『新撰 女子就業案内』（明治三十九年）<sup>59</sup>などに、造花業が一つの項目として収録されるようになった。とはいえ、『婦人職業案内』は、まだ婦人の職業について明確な概念区分を持たず、「養鶏や毛筆製造の手伝い」と「学校教員」を分類することなく並置している。造花業については、ただ「奇麗なる仕事なりされば貴嬢達の慰み半分の内職にするも宜しかるべし」と記されている。

これに対して、明治三十八年以降の『新撰 女子就業案内』と『女

子の新職業』では、職業がその性質と特徴によって分類され、造花はそれぞれ副業的職業と技芸的職業の項目として記載されるようになった。造花業の繁盛ぶりについては、両誌ともに日露戦争の凱旋軍人の歓迎花馬車を飾った例を記し、造花の流行を促した要因としては、女学生の髪飾りに用いられたことを挙げている。もちろん、造花工業の発展を支えたのは、東京だけでも共立女子職業学校のほか、神田の女子職業学校、日本女子美術学校、本郷弓町の女子美術学校、女子工芸学校のような職業学校の卒業生、そして各地に散在する造花店でその技術を習得した女工たちである。さらに、『新撰女子就業案内』は、造花から得られる利益を、一日普通花二十五輪作れば二十五銭から三十七、八銭の収入がある、としている<sup>④</sup>。この数字を認めてよいならば、造花は、手先が器用な女性たちにとって恰好の職業であり、国内の産業に留まらず「今後此の造花が海外に輸出せられて、彼の地の紳士淑女の嗜好に入り、彼の地に於て、我が婦人の嗜味の花の開き栄えんこと」<sup>⑤</sup>までも期待できるものとなった。

このように明治後期になると、造花は、娘たちが女学とともに嗜みとして修めるものという明治初期のイメージから脱し、(高尚なる) 技芸として女性が自立する手段ともなった。そして、女子の手芸は日本の産業の発展に貢献するものとなったのである。さらにいえば、近代化とともに西洋から受容した造花は近代化の象徴の一つ

でもあった。それに対して、中国に導入された造花は、生活水準を大きく上回った(装飾品)・(奢侈品)であったため、女子を浪費家にし堕落させるというイメージまで付き纏っていた。

### 三、手芸の発展と近代産業

前節で挙げた造花の例から、職業と結びついた実業としての手芸の発展は、当時の社会状況と近代産業の発展に大きく左右されていたことがわかる。それゆえ、本節では、手芸の発展と近代産業の関係という観点から、日本における手芸の発達要因を検討したうえで、近代中国に導入された手芸科目が大きな発展を見せなかった理由を示したい。

#### (1) 日本における手芸の発達要因

明治日本の手芸は、女学校の随意科目としてだけではなく、むしろ女性の職業教育との関連で注目された。これは、中国に導入された手芸が実現できなかったことである。それではなぜ、明治日本で手芸が女性にとって最も実現しやすい職業となったのだろうか。

まず、手芸を女性の職業としたとしても、伝統社会が女性に課す規範と衝突しない。伝統的な日本社会では、女性の「性」に対する管理が厳しかった。しかし、明治になると就学や就職に伴って女学

生の行動範囲と交際機会が広がり、その結果として女性の性に対する管理の問題が浮上した。そこで、伝統的な婦徳の涵養と内職的な家庭内労働という特徴を持つ手芸であれば、女性の経済的な自立と「性」に対する管理の両立を可能にする、として社会的にクローズアップされることになったのである。

次に、明治の産業の発達と女性の内職の関係について見よう。内職は、旧幕時代から存在するが、明治時代の産業の発達と細分化に伴って大きな発展期を迎え、家制度下の妻や娘、つまりもっぱら女性たちの労働となった。明治時代の女性内職者が経済の発展にどれだけ寄与していたかについての調査資料はないが、前節で挙げた『女子の新職業』によると、造花に携わる人は大阪がもっとも多く、内職を入れると四千人に達し、生産高について見れば、東京は一月三万円ほどであるのに対し、大阪はおよそ五万円に達したという<sup>65</sup>。当時の造花の従事者と生産高だけから見ても、女性の内職が明治の産業発展に貢献していたことがわかる。村上信彦は、明治の女性史に関する研究<sup>66</sup>で、明治の産業立国を実現させた原動力は安い労働力にあつたと指摘し、その「安い労働力の根源は独立していない・することを許されない女の働きであつた<sup>66</sup>」として、女性の内職と明治の産業発展との関係を強調している。それは同時に、女性たちは、内職によって「辛うじて身を立てる」ことができるだけで、完全に自立できないことをも示している。

最後に、当時の社会状況と結びつけて手芸の発達要因を考える。当時の高等女学校の数とその生徒数の増加を見ると、明治三十一年に三十四校・八五八九名であつたのが、明治四十一年には一五九校・四万六五八二名と、飛躍的に増加している<sup>67</sup>。この増加をもたらしたのは、従来の旧士族を中心とする上流・中流のエリート層出身者ではなく、日露戦争後の経済発展で新しく誕生した、俸給生活者や自由業者といった新中間層出身の子女であつた<sup>67</sup>。『新女界』<sup>68</sup>の記事から、当時の高等女学校の生徒数が増加した理由の一端を窺うことができる。

到る処生活難、職業難がおこり（中略）女学校の卒業生など卒業後直ちに結婚というのが（中略）近來は先ず如何にして独立の資を得可き乎の痛ましき事に当人も父兄も心配して手芸なり何なり一つ独立して生活出来る様にとりて、処から職業学校又は技芸学校が頗る繁昌するという現象を呈するようになった<sup>68</sup>。

日露戦争で勝利を収めたとはいえ、その後の増税や物価騰貴のため新中間層の生活はそれほど裕福ではなかつた。女子職業学校が繁昌したのは、女学生本人も両親も手芸の習得による収入と最低限の自立を考えていたからである。

また、手芸教育の希望者が増加した理由としては、日露戦争が生

み出した社会問題の一つ、戦争未亡人の生活難が女性に自立できるだけの技能と職業の必要性を自覚させたこともあった。戦争によって中流階級出身の若い女性たちも手に職をつけ、自活の手段を考えざる必要性が生じたのである。<sup>70</sup>他方で、明治後期になると、女性自身の高等教育機関への進学熱や家からの解放と自立への願望なども、女性の就業を促した要因と考えられる。<sup>71</sup>

以上述べたように、明治における資本主義の発展と日露戦争の影響によって、そもそも女性の嗜みだった手芸は、女性が収入を得る高尚な手段と見なされるようになり、明治女性の職業の一つとして成立したといえるだろう。

## (2) 中国における手芸発展不調の要因

前述したように、『婦女雜誌』において、日本伝来の手芸科目は、「今日の教育は実用性を重んじるようになり、初等、高等小学校及び中学校、師範学校すべて実用主義を目的としている」という観点から批判されている。この観点には、民国教育部の初代教育総長蔡元培の女子教育思想が反映されている。彼の女子教育思想については、一九一六年に愛国女学で行った演説からその一端を窺うことができる。

女子が入学して学問を追求するのは、家庭における固有の天職

から離脱することではありません。実用性の追求と学問の追求とは、助け合いながらおこなっていくことができます(傍点は筆者)。

この実用性を重んじる蔡元培の女子教育思想は、『婦女雜誌』の女子教育に関する言論にも明確に示されており、女子手芸科目に対しても実用性という点からのみ評価が下されている。

しかし、一方で、一九一二年に蔡元培の指導のもとで制定された民国最初の「教育総旨令」は、民国の教育主旨を、軍国民教育、実利教育、公民道徳教育、美観教育および世界観教育としていた。ところが、彼は、民国の教育方針の一つとして実利教育を規定したにもかかわらず、女子に対しては、男子教育とのダブルスタンダードを認め、女子教育に実利性は求めず実用性のみを要求した。彼の主張する女子教育の実用性は、女性の天職に帰着させたものである。また、『婦女雜誌』では、女子に実利教育を求める論説も見られるが、手芸に関しては実用性すらないと批判されたため、当然ながら手芸が利益を生むことは理解も期待もされなかった。

次に、民国成立後の女子職業教育の発展史を辿りながら、中国で手芸科目が職業として成立しなかった原因を分析する。新しく成立した民国政府は、富国強民のために実業の新興に力を入れなければならなかった。そのために教育部は民国二年(一九一三)八月に



「実業学校令」を公布した。これは、男子を中心とした教育令であり、女子職業学校については、ただ「地方の状況に合わせながら、各項の実業学校の規定（男子実業学校の規定を指す）に基づいて設置する」と記されるのみである。この「実業学校令」は、女子実業学校の設置に触れた最初の法令であるが、その実態はどうだったのだろうか。一九一七年の第三回全国教育連合会の「職業教育進行計画案」には、「教育部が女子職業学校の設置を決定したが、調査によると各省はほとんど設立していない。速やかに女子実業学校をつくるべし」と記されており、この計画案からは、「実業学校令」の発布から五年経ってもまだ女子職業学校が設立されていなかったという厳しい実態がわかる。

その後、民国の教育部は、女子職業教育を発展させるためのいくつかの訓令や規定を公布した。たとえば、一九一八年に全国中学校校長会議で議決された「女子中学校は簡易職業科を附設すべし、女子職業案を拡充すべし」という提案に基づいた、民国八年（一九一九）五月二十二日の教育部訓令は、各省の女子中学校に対して、実用性を強調し、女子中学校における簡易職業科の設置を要請した。その設置方法において、日本の高等女学校附属実業科を模倣していると<sup>79</sup>いう。そして、同年第五次全国教育連合会では、一般教育における職業科およびその実施方法を議決し、女子学生に関しては、家事・園芸・手工・裁縫科の設備をはじめ、教授法および実習方法につい

ても詳しく規定した。その規定実施の一例として、北京女子高等師範附属中学校の職業科に造花・摘棉・編物・刺繍紙竹木などの細工と簡単な針金細工などの科目を増やしたことが挙げられる<sup>80</sup>。しかし、この訓令が発布された翌日、教育部は女子中学校に対して家事実習を重視する訓令を出した。このことから、当時の教育部の女子に対する期待が、職業に活かせる能力よりも家事にあったことがわかる。

また、民国十七年（一九二八）の第一次全国教育会議は、「女性は職業を持つと生計を立てることができる。男性の負担を軽減したり、国家に富をもたらすこともできる」といった六条の理由を挙げ、平民女子職業教育案を議決した。この女子職業教育を重視し始めた民国教育部の姿勢は、民国十八年（一九二九）の南京市婦女代表大会で議決された、婦女職業学校と夜間婦女職業学校の増設要求を受け入れ、それを速やかに各省に通達したことから窺える。

このように、民国の教育部は、女子職業教育の発展を目指して一連の法令や規定を公布した。しかし、教育部第五次の統計によると、民国五年八月から六年七月（二九一六〜一九一七）までの、全国的女子職業学校の学生数はわずか一八六六名で、全国実業学校の全学生数の六パーセントに過ぎなかった。また、そのうち手芸科目を専門的に取り扱う学校は一カ所もなかった。次の民国十九年（一九三〇）の統計では、全国的女子職業学校は計六十九カ所に増えている。ところが、これらは主に蚕桑・技芸・医学という三種類

の学堂であったという。技芸学校として、上海速成女工師範伝習所、揚州女工伝習所などの学校が挙げられるが、それらの学校においてはミシンや機械による刺繍・裁縫の技術が伝授され、日本から導入された「編物・組糸・囊物・刺繍・造花」という〈手芸〉科目は見当たらなかった。<sup>82</sup> 日本伝来の「編物・組糸・囊物・刺繍・造花」ではなく、中国の伝統手芸である裁縫・刺繍が女子職業学校の教育科目となったことは『婦女雜誌』の論説にも記載されている。

女子職業教育を提唱する『婦女雜誌』の論説は、各地の事情に適した職業教育を実施すべきだという観点から、中国に導入された日本の手芸科目を批判する一方で、中国の伝統的な蚕桑と裁縫・刺繍を重視するよう主張している。たとえば、「女学校宜廃去結線手工注重裁縫刺繡之商榷」（夢梅、第一卷第九号）、「敬告實施女子職業教育者」（胡宗瑗、第四卷第一号）、「普及女子蚕業教育之意見」（村士、第五卷第一号）などの論説が挙げられる。

それらの論説は、中国の伝統的な手芸である刺繍は欧米各国では人気があり、デザインを改良すれば輸出品として成り立つと主張する。また、『教育雜誌』第十卷第十号「大事記」欄に「一九一八年九月十三日 教育部通咨各省区女校手工科附授花边抽糸二項」<sup>83</sup>とあるように、女子手芸のレース・糸紡ぎ・かつら・刺繍の欧州での売れ行きが非常によいため、各省の女子学校の手工科にレースと糸紡ぎ二科を加えている。

雑誌の記載だけでなく、民国初期の産業と海外貿易を記録したデータをみると、当時、発展しつつあった工業として紡績業・製糸業・製粉・煙草・製糖・セメント・マッチ・搾油・紙・皮革・化粧品・製材・製鉄・造船・製塩・ガラス・石鹼などが挙げられているが、手芸科目となっている手芸品の項目はない。<sup>84</sup> そして、『中国海関華洋貿易総冊——民国十九年』<sup>85</sup>に収録された民国十八年および十九年の輸出品リストでも、「動物およびその製品」「植物およびその製品」「棉製品」「糸製品」などについては詳しく記載されているが、手芸品は見当たらない。また、一九二七年から一九二九年までの輸出統計にあらわれる手芸輸出品のほとんどは「絹織物」「棉製品」「棉織糸」である。<sup>86</sup>

これまでに調べた限りの資料で確認できるのは、『婦女雜誌』に掲載された「晋江婦女職業談」において、「造花」が晋江という福建省南部の町の女性の職業の一つとして紹介されたことのみである。ここでは、「裁縫」「紡織」「刺繍」と並んで「造花」も挙げられており、「造花」の日給は「帽子、靴作り」とほぼ同じぐらいであると記されている。<sup>87</sup> このように、「造花」のような日本伝来の手芸科目が、当時の女性に一定の収入をもたらしたことは否定できないが、以上の考察から、中国に導入された手芸科目は、明治日本のように女子職業教育としても、また産業および貿易分野においても、発展を遂げなかったといえる。

近代化への道を歩み始めた民国の経済と教育の発展状況は、明治日本とは比較にならないほど遅れていた。それゆえ、日本では女子の職業と結びついて大きな発展を見せた手芸であったが、中国では職業とは無縁のまま挫折してしまったと考えられる。

中国に移植された女子手芸が失敗した要因は、社会状況と経済状況が手芸に発展の土壌を提供できなかったことだけではなく、当時の教育政策の立案・実施者にも一定の責任があるだろう。

清末の「女子師範学堂章程」の女子科目として導入された「編物・組糸・囊物・刺繍・造花」は、そもそも明治期の高等女学校においては、家政科目ではなく単なる随意科目であった。手芸は、実際には女子職業学校の科目として考えられていた。しかし、清末の女子師範学堂およびその後の民国女学校は手芸科目を家政科目として導入した。当時の経済・社会状況は、女子教育に装飾用の手芸ではなく、家事や裁縫のような基本的で実用的な家政技能を要求していた。しかも、明治日本と異なり、手芸が家計を助ける〈実利〉となるような環境もなかった。手芸が家政にとって〈実用〉的ではないと批判されたのは、そのためだったのである。

以上、女子手芸科目が中国の社会的土壌においてうまく成長できなかった要因の一つは、近代中国の女子教育制度の未熟さと産業の未発達であったといえる。

## まとめ

本論は、従来の研究で目を向けられることのなかった清末民初の「日本型教育体制」における女子教育と日本モデルの問題を、女子手芸科目の点から考察した。近代中国の女子教育に導入された手芸は、当時の社会状況と産業経済の未熟さによって、日本のような職業と結びついた実業として発展を遂げることができなかった。

## 注

- (1) 阿部洋『中国の近代教育と明治日本』龍溪書舎、二〇〇二年。
- (2) 一八三四年にロンドンで結成された東方女子教育協進社から最初に中国に派遣されたアルダーシー女史によって創設された女学校である。
- (3) 汪婉『清末中国対日教育視察の研究』汲古書院、一九九八年。
- (4) 阿部洋、前掲書、三三～三五頁。
- (5) 熊賢君『中国女子教育史』山西教育出版社、二〇〇六年、二一〇頁。原文は「流弊甚多、断不相宜」である。
- (6) 具体的には、日本・米・英・仏・独・その他の十カ国を視察した。
- (7) 一九〇〇年、北京が八カ国連合軍に占領され、西太后と光緒帝は陝西省に逃れたが、当時の巡撫であった端方はその応対によって、西太后の厚い信頼を得たという。
- (8) 阿部洋、前掲書、一九〇頁。
- (9) 一般科目における日本の影響については別稿で論じる。

- (10) 「中国現代女子教育史目録」(程謫平、一九三六年、中華書局)『中国近現代女性學術叢刊』十四、孫曉梅主編、線裝書局、二〇一〇年、六七頁。
- (11) 中国側の表は『学部官報』第一冊、国立故宫博物院印行、一九八〇年、三二二頁、「中国女子教育史」(熊賢君、前掲書)、『中国女子教育通史』(杜学元、貴州教育出版社、一九九六年)と『中国近代学制史料』(朱有瓚編、第三冊上、華東師範大学出版社、一九八九年)を参照し、日本側の表は、『学制百年史』(記述編、資料編)文部省、一九七二年)と『女子教育史』(桜井役、日本図書センター、一九八一年)を参照して作成した。
- (12) 桜井役、前掲書、一三二頁。
- (13) 「組糸」と「囊物」は別物であるが、「囊物」は必ず材料として「組糸」を使用するため、「高等女学校令施行規則」は「組糸囊物」の習得を定め、清の学部は、それを別々の技術として導入した。
- (14) 学校によって実施された手芸内容はそれぞれ異なるが、文部省が学校教育における女子手芸の内容について初めて明確に規定したのは、明治三十四年発布の「高等女学校令施行規則」である。
- (15) 『東京の女子教育』東京都、一九六〇年、一八四―一八五頁。
- (16) 須永金三郎、博文館、一八九三年。
- (17) 熊賢君、前掲書。
- (18) 程謫平、前掲書、五九頁。
- (19) 清の学部が「高等女学校令施行規則」の手芸規定にはない「特補助家庭生計」という一文を入れた経緯については、稿を改めて論じたい。
- (20) 程謫平、前掲書、六三頁。
- (21) 『学制演變』(璩鑫圭・唐良炎編『中国近代教育史資料汇编』陈元晖主编、上海教育出版社、二〇〇六年、二二九頁)が収録する、『教育世界』の第一巻から第六十八巻まで掲載された日本教育法規のリストによる。
- (22) 羅振玉は、発刊直後の一九〇一年冬に、『教育世界』雑誌の発行を支えた湖広総督張之洞と两江総督劉坤一の依頼で日本の教育事情を視察し、その報告書として『扶桑兩月記』を一九〇二年に刊行した。
- (23) 阿部洋、前掲書、四五―四六頁。
- (24) 清朝学部が明治の手芸内容を採用したのは、当時多くの教育視察団を日本に送ったことと関わっている。その経緯については別稿で論じる。
- (25) 民国初期では、手芸科目のうち「組糸」と「囊物」を削除した。そのかわりに「摘棉」を入れた。
- (26) これ以降使用される「手芸」は、特別な説明がない限り「編物・刺繍・摘棉・造花」を指す。
- (27) 夢梅『婦女雜誌』第一卷第九号、一九二二年一月、一〇七―一〇八頁。
- (28) 原文は「余對於我國女學校結線一科以為利不敵害不如速去之為益也(女学校中造花一科亦無甚实用且所用各物均係舶来品余意以廢去為是)」である。
- (29) 原文は「一用各線均係舶来品利源外溢二實習各物多用自習時間虚費光陰三制成物品徒供陳列於家政上豪無裨益四職是之故有卒業於女子高等小学會習手工科数年而衣服偶然破碎竟至不能縫補者」である。夢梅、前掲書、一〇八頁。
- (30) 山東省立第一女子師範学校校長周幹庭講演、学生莊維明、吳琬記錄、第一卷第十号、九〇―九一頁。
- (31) 原文は、「師範本科至三四年時本有造花摘棉刺繡等然試問造花摘棉從何處創始則均効法日本者也以外國之科行於我國合宜與否尚須研究即刺繡一門本為我國特長從前學校未興女子未有不從事於此者然推其究竟不過為奢侈品裝飾品必富貴人家高堂大厦方能用之若中流社会以下即不常用諸生即學至優美地步将来日用生活日繁亦必無暇及此鄙見学校中不妨裁去」である。九一頁。
- (32) 原文は、「至造花摘棉之材料除銅線絨線白紗可在本國購買外其余花蕊託花葉及象皮生熟五色棉等等無不來自東洋、以日本之材料為我國之手工(中略)按之实用主義未免背道而馳故鄙見以為不如以各省之土產為手工之材料利權既不外溢之可慮」である。九一頁。
- (33) 胡宗瑗、一九一五年一月、一二―一四頁。

- (34) 同前、一三頁。
- (35) 『教育雑誌』は『婦女雑誌』と同じ商務印書館より一九〇九年から一九四八年まで刊行される。近代教育への転換を図り、当時の教育事情を記録して国内の教育の問題点を論じた。初期は主に西欧諸国と日本の教育理論および教育制度を翻訳し、中国の教育の近代化を先導した。
- (36) 賈豊臻『日本工業教育家手島精一之歴史』『教育雑誌』第十卷第五号、一九一八年五月、一三〇―一八頁。
- (37) 賈豊臻、『教育雑誌』第九卷第八号、五七―六五頁。
- (38) 江蘇省第二師範付属小学職業科主任、李廷燮、『教育雑誌』第十卷第五号、一九一八年五月、一七―二三頁。
- (39) 無錫女士、胡周輝、『教育雑誌』第五卷第十二卷、九五―一一〇頁。
- (40) 『共立女子学園百年史』共立女子学園百年史編纂委員会、一九八六年、三頁。
- (41) 同前。
- (42) 同前、七頁。
- (43) 下田歌子『帝國婦人協会趣旨』一八九八年。
- (44) 女子工芸学校は以下の理由によって帝國婦人協会の事業の中心であったといえる。明治三十六年、実践女学校と合併して実践女学校中等部と改称した。帝國婦人協会の事業は、ほとんど教育部門における各種学校の開設のみに終わったとされる。実践女学校と女子工芸学校それぞれの附属学校（慈善女学校と下婢養成所）は短期間で閉校したからである。『近代日本の「手芸」とジェンダー』（山崎明子、世織書房、二〇〇五年）による。
- (45) 『実践女子学園八十年史』実践女子学園発行、一九八一年、八二頁。
- (46) 女子工芸学校はその名称に「工芸」を冠しているが、実際の教科は手芸科目である。下田の著書『女子手芸要訣』（家庭文庫第八編、博文館、明治三十二年）と『女子の技芸』（女子自修文庫第三編、富山房、明治三十八年）を考察すると、彼女が「技芸」「工芸」「手芸」について明確な内容の区別
- (47) 前掲書『実践女子学園八十年史』、八二頁。
- (48) 山崎明子、前掲書、一〇四頁。
- (49) 桜井役、前掲書。
- (50) 表2、表3の作成には、『日本の女性と産業教育』（三好信浩、東信堂、二〇〇〇年、一六一―一六二頁）および明治末年の『文部省第三九年報』の「公私私立実業学校別一覽」を参照した。また、表2（その他）の内容は、染織・機織・染色・養蚕・技芸・製糸となる。
- (51) 『なでしこ』大日本女学会、第六卷第五号、一九〇六年三月。
- (52) 『女鑑』国光社、第五卷第十二号、一九〇五年二月（『婦人雑誌』、明治二十四年八月八日創刊。家庭における女子の知育と徳育を啓蒙する「女大」学」主義を標榜する）。
- (53) 同前。
- (54) 須永金三郎著、博文館、一九九三年。
- (55) 同前、一三七頁。
- (56) 前掲書『共立女子職業学校二十五年史』、一六頁。
- (57) 林恕哉、文学同志会、明治三十年。
- (58) 木下祥真編、内外出版協会、明治三十八年。
- (59) 菅原臥竜（晨亭）編、便利店、一九〇六年。
- (60) 林恕哉『婦人職業案内』文学同志会、明治三十年、五三頁。
- (61) 同前、七八頁。
- (62) 木下祥真、前掲書、三七頁。
- (63) 同前、三一頁。
- (64) 村上信彦『明治女性史 中巻後篇 女の職業』理論社、一九七一年。
- (65) 同前、二三頁。
- (66) 前掲書『学制百年史』（資料編）、四四七頁。
- (67) 大橋隆憲『日本の階級構成』岩波書店、一九七一年、二三頁。



- (68) 新人社より、一九〇九年～一九一九年にかけて発行。
- (69) 大塚楠男「婦人職業問題」『新女界』新人社、第二巻第八号、一九四三年八月。
- (70) 脇田晴子・林玲子・永原和子編『日本女性史』吉川弘文館、二〇〇二年、二二二頁。
- (71) 「女子職業熱の勃興」『東洋時論』一九一〇年六月号。
- (72) 原文は、「今之言教育者莫不趨重於実用無論初高小学及中学師範均以実用主義為目的」である。「説女学之改良」『婦女雜誌』山東省立第一女子師範学校校長周幹庭講演、學生莊維明、吳琬記録、第一巻第十号、九〇頁。
- (73) 日本の文部大臣に当たる。
- (74) 愛国女学は、一九〇二年に蔡元培らによって創設された。創設当初は革命の役に立つ女性の人材を養成する機関であったが、一九〇七年一般の女学校へと改編された。
- (75) 和訳は「中国の近代化と教育」(石川啓二・大塚豊編、明治図書出版、一九八四年、九〇頁)による。
- (76) 清末には、民間教育者によって設立された女子職業学校があったが、女子職業学校の設立が制度化されたのは民国の教育成立以降のことであるので、本稿では民国成立後の女子職業学校だけを取り上げて考察する。
- (77) 「中国現代女子教育史」(程謫凡、中華書局、一九三六年)『中国近現代女性学術叢刊』十四、孫曉梅主編、線装書局、二〇一〇年、二〇六頁。原文：「女子職業学校得就地方情形與其性質所宜参照各項実業学校規程辦理」。
- (78) 崔淑芬『中国女子教育史』中国書店、二〇〇七年、二三五頁。
- (79) 中央教育科学研究所編『中国現代教育大事記』教育科学出版社、一九八八年、三頁。
- (80) 熊賢君『女子教育史』山西教育出版社、二〇〇六年、二八二頁。
- (81) 前掲書「中国現代女子教育史」、二二二頁。原文：「女子有相当之職業即可以自謀生活一方面可以減輕男子負担一方面可以增加国家富力」。
- (82) 熊賢君『女子教育史』山西教育出版社、二〇〇六年、二二六頁。
- (83) 『教育雜誌』第十巻第十号、一四三〇～一四三〇四頁。
- (84) 大西齊『支那の現状』朝日新聞社、一九二八年、二三六頁。
- (85) 上巻、総務司署統計科出版、民国二十年、一五八～一六七頁。
- (86) 『日華貿易ノ概況』商工省貿易局出版、昭和六年、一一頁。
- (87) 尚實、第一巻第十一号、一九二～一九五頁。

参考文献

- 阿部洋『中国の近代教育と明治日本』龍溪書舎、二〇〇二年
- 飯塚信雄『手芸の文化史』文化出版局、一九八七年
- 汪婉『清末中国対日教育視察の研究』汲古書院、一九九八年
- 小野和子『中国女性史』平凡社、一九七八年
- 崔淑芬『中国女子教育史』中国書店、二〇〇七年
- 女性史総合研究会編『日本女性史・近代』東京大学出版会、一九八二年
- 『東京の女子教育』東京都、一九六一年
- 日本女子大学教育研究所編『明治の女子教育』国土社、一九六七年
- 三好信浩『日本の女性と産業教育』東信堂、二〇〇〇年
- 三好信浩『日本女子産業教育史の研究』風間書房、二〇一二年
- 村上信彦『明治女性史 中巻後篇 女の職業』理論社、一九七一年
- 山崎明子『近代日本の「手芸」とジェンダー』世織書房、二〇〇五年